

特別簡易型総合評価落札方式の試行導入について

牛久市では、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、本市における建設工事の品質の確保を図ることを目的として、平成20年度から特別簡易型総合評価落札方式を次のとおり試行導入します。

1 制度の趣旨

市が発注する技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な建設工事において、施工の確実性を確保するため、施行計画の評価を要件とせず、同種又は類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力及び価格を総合的に評価して、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする方式です。

2 対象工事

特別簡易型総合評価落札方式により入札を行う工事は、以下のいずれかに該当し、牛久市競争入札参加資格審査会が選定するものとなります。

- (1) 公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが必要であると認められる工事
- (2) その他審査会が必要と認める工事

3 学識経験者への意見聴取

特別簡易型総合評価落札方式により発注する工事の落札者決定基準を定めようとするときには、2人以上の学識経験者の意見を聴取します。なお、この意見聴取時に決定についても意見を聴取する必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに改めて2人以上の学識経験者の意見を聴取します。

4 評価の方法

特別簡易型総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加者から提出された評価資料に基づき算出した得点の合計値（以下「評価点」という。）と標準点（100点）の合計点（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）を比較する除算方式とし、次に掲げる算式によるものとします。

- (1) 技術評価点＝評価点＋標準点（100点）
- (2) 評価値＝技術評価点／入札価格

5 落札候補者の決定

特別簡易型総合評価落札方式における入札参加者のうち、入札価格が予定価格の範囲内で、落札者決定基準に基づき算出された評価値が最も高い者から入札公告に定める入札参加資格確認書類の提出を求め、入札参加資格の審査（事後審査）を行います。当該審査の結果、入札参加資格があると認めた場合には落札候補者となります。

6 落札者の決定

落札候補者が決定したときは、当該落札候補者が総合評価による最も有利な条件の者であるかどうかを審査し、（落札者決定基準の意見聴取時に必要と意見が述べられた場合のみ学識経験者の意見の聴取を行い、）落札者を決定します。

7 入札結果の公表

落札者を決定したときは、特別簡易型総合評価落札方式に関する評価調書により、閲覧、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等により公表します。